ロ　措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百十九　平成二十四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十四年旧措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十七号を削り、同条第百三十八号ロ中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十二第三項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三十九号を削り、同条第百四十号中「第六十八条の十三第一項又は第二項」を「第六十八条の十三第二項」に、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第百二十二号とし、同条第百四十一号中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百二十三号とし、同条第百四十二号を削り、同条第百四十三号ロ中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同条第百四十四号ロ中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同条第百四十五号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十六号とし、同号の次に次の四号を加える。

百二十七　措置法第六十八条の十五の二第一項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百二十八　措置法第六十八条の十五の三第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の三第二項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百二十九　措置法第六十八条の十五の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

イ　措置法第六十八条の十五の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

百三十　措置法第六十八条の十五の五第一項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百四十六号を削り、同条第百四十七号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同条第百三十一号とし、同条第百四十八号を同条第百三十二号とし、同条第百四十九号を削り、同条第百五十号を同条第百三十三号とし、同条第百五十一号及び第百五十二号を削り、同条第百五十三号を同条第百三十四号とし、同条第百五十四号及び第百五十五号を削り、同条第百五十六号を同条第百三十五号とし、同条第百五十七号を削り、同条第百五十八号を同条第百三十六号とし、同条第百五十九号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十八　措置法第六十八条の二十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百六十号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に、「第一号イ、ハ及びニ」を「第一号」に改め、同号を同条第百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十　措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の二十七第一項の規定　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

(2)　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

(3)　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

(4)　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の二十七第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百六十一号及び第百六十二号を削り、同条第百六十三号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、「から第三項まで」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第百四十一号とし、同条第百六十四号を同条第百四十二号とし、同条第百六十五号及び第百六十六号を削り、同条第百六十七号を同条第百四十三号とし、同条第百六十八号を同条第百四十四号とし、同条第百六十九号を削り、同条第百七十号を同条第百四十五号とし、同条第百七十一号を削り、同条第百七十二号を同条第百四十六号とし、同条第百七十三号を同条第百四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十八　平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百七十四号を同条第百四十九号とし、同条第百七十五号を同条第百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一　平成二十五年旧措置法第六十八条の三十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額